

笠岡放送株式会社 ゆめネット撮って出し 15分ドローン撮影サービス利用規約

笠岡放送株式会社（以下「当社」という）は、「ゆめネット撮って出し 15分ドローン撮影サービス」（以下「本サービス」という）の提供に関して当社と利用者（第1条第1号において定義される）との間に適用される条件を明らかにするため「ゆめネット撮って出し 15分ドローン撮影サービス利用規約」（以下「本規約」という）を定めます。

第1条（定義）

本規約等（本条第3号において定義される）における用語は、以下の各号に定める意義を有します。

（1）利用者

本規約等に同意し、当社と本契約（第2号において定義される）を締結した者

（2）本契約

本規約等に基づいて利用者及び当社が締結する契約

（3）本規約等

本規約、当社が本サービスの提供に関して定める規則、ガイドライン、通知及び告知の内容

第2条（本契約）

- 1 本サービスの利用を希望するもの（以下「利用希望者」という）は、本規約等に同意した上で、当社が指定する方法で、当社へ本契約の締結を申し込みます。なお、当社は、本契約の締結が申し込まれた場合は、利用希望者が、本規約に同意しているものとみなします。
- 2 本契約の締結の申し込みについて当社が、当該申し込みを承諾する旨の通知が利用希望者に到達した日に本規約等に基づいて本契約が成立します。但し、当社が本契約の成立日を指定した場合は、当該指定にかかる日において本契約が成立します。

第3条（変更届出）

- 1 利用者は、当社へ届け出た情報に変更が発生し、又は誤りがあることが判明した場合、直ちに当社が指定する方法で変更を届け出ます。
- 2 利用者が、変更の届出を行わず、又は届出が遅延したことにより利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について当社は責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの内容）

当社は、本サービスとして以下の各号に定めるサービスを提供します。なお、本サービスの詳細は当社が別途指定します。

- （1）ドローン等の機材（以下「ドローン機材」という）を使用した、写真、動画の撮影
- （2）前号に付随するサービス

第5条（利用者の協力等）

- 1 利用者は、本サービスの提供上必要な資料及び情報（併せて以下「資料等」という）を当社の要請に応じて無償で当社へ貸与し、又は開示します。
- 2 利用者は、当社から撮影方法、時間その他の撮影条件（以下「撮影条件等」という）を提示するよう求められた場合は、直ちに当社へ撮影条件等を提示します。なお、当社は、利用者の提示した撮影条件等を実行することについて過分の費用を要する場合など、本サービス提供用設備の状況等により引き受けることが困難である場合は、当該撮影条件等の全部又は一部を実行しないことがあります。
- 3 利用者は、本サービス利用のために必要となる権利に関する措置（著作権、商標権、人物等の肖像権、プライバシー権、その他権利の利用許諾の取得、及びその他の手続きが必要となる場合における当該手続きを実行することを含むが、これらに限られない）を自己の責任と負担において行います。
- 4 利用者が、本サービスの利用に関して第三者に対して損害等を与えた場合、又は第三者からクレーム、損害賠償請求等（併せて以下「請求等」という）がなされた場合は、利用者の責任と負担において当該損害等を補償し、また当該請求等を解決するものとし、当社は、責任を負わないものとします。

第6条（本サービスの提供）

- 1 当社は、本サービスを提供するにあたり、次の場合、その申し込みを承諾しない、又は承諾後に取り消す権利を有します。
 - (1) 以下のような国や地方公共団体が定める法令、規則又はガイドライン等でドローン飛行が禁止、制限又は自粛が要請されている地帯
 - ・ 空港等の周辺
 - ・ 緊急用務空域
 - ・ 海面、地表から 150m 以上
 - ・ 国土地理院が指定する人口集中地区
 - ・ 祭り、イベント会場
 - ・ 夜間飛行（日没から日の出まで）
 - ・ 交通量の多い道路、高速道路から 30m 以内の地帯
 - ・ 高圧線、変電所、電波塔、無線施設、大型の金属加工工場・集積所から 300m 以内の地帯
 - ・ 道路、鉄道の上空（一時的な横断を除く）
 - ・ 関係者以外が侵入する可能性のある地帯
 - (2) 本契約の申し込みをした者が、本契約に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき
 - (3) その他当社の業務の遂行上、著しい支障があるとき
- 2 当社は、本サービスを提供するにあたり次のような本サービスを提供することが技術上又は周辺環境上著しく困難であると当社が判断した場合、本サービスの提供を一時中断、変更、延期及び中止する権利を有します。
 - ・ 雨天、雷、降雪、濃霧、強風（風速 5m/s 以上）、竜巻が発生する可能性がある場合
 - ・ 近隣住民の反対その他本サービス遂行中に妨害が発生した場合

- ・ドローン機材の不慮の動作不良、破損、墜落などにより本サービスの遂行が不可と当社が判断した場合

第7条（成果物）

当社は、本契約に従って本契約に定める写真及び動画データ（以下「成果物」という）を納入日までに納入場所において利用者に納入します。成果物の内容、納入日、納入場所、納入方法及び要件は、本契約において定めます。

第8条（検収）

- 1 利用者は、前条にしたがって当社から成果物の納入を受けた場合、納入日から起算して3営業日以内（以下「確認期間」という。但し、当社が確認期間を指定した場合は、当該指定にかかる期間とする）に当該成果物が本契約に定める要件に適合しているか否かを確認し、当該確認結果を当社へ電話又はメールにて通知します。利用者が、当該成果物が本契約に定める要件に適合している旨を通知することにより当該成果物に関する検収が完了します。なお、利用者が、当該成果物の全部又は一部が本契約に定める要件に適合していないと合理的な事由により判断した場合で、かつ当該事由及び不適合箇所を明示した上で当社へ電話又はメールにて通知した場合、当社は、当該成果物を無償で修補します。修補した場合における納入日は別途利用者と当社が協議の上で指定する日とします。なお、再納入がされた場合の確認については本条に従います。
- 2 利用者が、前項に定める確認期間内に前項に従って当該確認結果を当社へ電話又はメールにて通知しない場合、当社は、当該確認期間の満了日をもって当該成果物に関する検収が完了したものとみなします。

第9条（危険負担）

成果物の検収完了前に当社及び利用者いずれかの責めにも帰すことのできない事由により成果物が滅失・毀損した場合には、当社は、成果物の納入を免れます。

第10条（禁止行為）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- （1）当社又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の権利並びに財産を侵害する行為
- （2）当社又は第三者の肖像権又はプライバシーを侵害する行為
- （3）当社又は第三者に不利益又は損害等を与える行為
- （4）第三者の個人情報の売買又は譲受に当たる行為
- （5）当社又は第三者を不当に差別し、誹謗中傷若しくは侮辱する行為、又はこれらを助長する行為
- （6）当社若しくは第三者、又は当社若しくは第三者が提供するサービスの信用又は名誉を毀損する行為
- （7）公序良俗に違反する行為、又はそれを助長する行為
- （8）法令等、本規約等又は当社との間の取引に関する契約に違反する行為
- （9）事実を反し、又は反するおそれのある情報を表示等する行為

- (10) 当社又は第三者が当社の設備に蓄積した情報を不正に改竄し、又は消去する行為
- (11) 不正な目的をもって本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスの運営に支障を与える行為
- (13) 前各号に定める行為を、第三者をして行わせる行為、又は第三者が前各号に定める行為を行うことを助長する行為
- (14) 前各号の他、当社が不適切と判断する行為

第11条（利用料金等）

- 1 利用者は、本サービスの利用料金を当社に支払います。利用料金額は本規約等に定めます。
- 2 利用者は、当社が指定する支払期限までに当社が指定する金融機関の口座にその利用料等を振り込むものとし、支払手数料及びその他の費用は利用者が負担します。

第12条（権利の帰属）

成果物の所有権、著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号。その後の改正を含む。）第27条及び第28条に定める権利を含む。）、その他の権利は検収が完了した時点で当社から利用者に移転します。但し、成果物に結合され又は組み込まれたもので当社が、本契約締結日以前から有していたノウハウ等に関する権利は、当社に留保されます。

第13条（本サービスの停止）

当社は、以下の各号に定める事由の何れかに該当する場合には、利用者に通知又は告知することなく、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができます。

- (1) 天災地変、戦争、内乱その他の不可抗力による事態が発生した場合
- (2) 法令等による規制が行われた場合
- (3) 前各号のほか、当社が停止する必要があると判断した場合

第14条（本サービスの変更及び廃止）

当社は、本サービスの内容の全部又は一部を変更し、又は廃止することがあります。

第15条（利用者による解約）

- 1 利用者は、当社へ書面で通知することにより本契約を解約することができます。但し、当該通知の時点で既に撮影を実施している場合及び撮影場所の確保に必要な費用及び機材の購入並びに借用の費用等について本契約の実施に必要な費用が既に発生している場合は、この限りではありません。
- 2 利用者は、前項に基づいて本契約を解約した場合は、利用料金とは別に以下の各号に定めるキャンセル料を当社へ支払います。
 - (1) 撮影の前々営業日（2日前）に解約した場合：利用料金の30%相当額
 - (2) 撮影の前営業日に解約した場合：利用料金の50%相当額
 - (3) 撮影日当日に解約した場合：利用料金の100%相当額

第16条（サービスの利用制限等）

- 1 当社は、以下の各号に定める事由の何れかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、利用者へ当該事由の是正を要請し、また利用者へ通知、又は催告を要することなく本サービスの利用停止、本契約の解除その他の措置を講じることができます。
 - (1) 利用者が、本契約に違反する行為、又はそのおそれのある行為を行った場合
 - (2) 第三者から正当な請求等がなされた場合
 - (3) 利用者が、当社に届け出た情報が不正又は虚偽であることが判明した場合
 - (4) 当社から利用者へ電話、電子メール等により連絡を行うことが困難である場合
 - (5) 利用者が、本契約若しくは当社との間で締結された契約等に違反した場合、又は利用者の表明及び保証が不正確となる事由が発生し又は判明した場合
 - (6) 利用者が、自ら振出し又は引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
 - (7) 利用者が、差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行を受けた場合
 - (8) 利用者が、滞納処分を受けた場合
 - (9) 利用者が、支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他の倒産手続きの申立てがなされた場合
 - (10) 前各号の他、本契約を継続することが困難となる事由が発生した場合
- 2 前項各号に定める事由の何れかに該当した場合、利用者は、当社に対する債務について期限の利益を喪失し、当該債務を当社へ直ちに一括して支払います。
- 3 当社は、第1項に定める措置を講じたことにより、利用者に損害等が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとします。また、第1項に定める措置を講じた場合でも当社の利用者に対する補償請求は何ら妨げられないものとします。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、当社に対して本契約締結日において自己、自己の取締役、監査役、執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（以下「役職員等」という）、子会社・関連会社（それぞれ財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項及び第5項に規定される意味を有するものとする。）及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号に定める者（以下「暴力団等」という）に該当していないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。その後の改正を含む。）第2条において定義される。以下同様とする。）
 - (2) 暴力団の構成員（準構成員を含む。以下同様とする。）、又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者である、若しくは業務執行について重要な地位にある団体、又はこれらの団体の構成員
 - (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員
 - (5) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者
 - (6) 前各号に準じる者

- 2 利用者は、当社に対して本契約締結日において自己、自己の役職員等、子会社・関連会社及びそれらの役職員等、並びに出資者が、以下の各号のいずれにも該当していないことを表明し、保証します。
 - (1) 暴力団等が、経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害等を加える目的をもってする等、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 前各号に準じる関係を有すること
- 3 利用者は、自ら又は第三者をして以下の各号に定める行為及びそれらのおそれのある行為を行わないことを誓約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) 方法及び態様の如何を問わず暴力団等と関与する行為
 - (6) 前各号に準じる行為
- 4 当社は、利用者の取引先（取引が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。以下同様とする。）が暴力団等であること、若しくは第2項各号に定める関係を有していること、又は利用者の取引先が第3項に定める行為を行ったことが判明した場合は、当該取引先との契約の解除その他の反社会的勢力の排除のために必要となる措置を講じることを要請することができるものとし、利用者は当該措置を講じることを誓約します。
- 5 当社は、①第1項及び第2項に規定する表明及び保証事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生し、若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、又は②第3項及び第4項に規定する誓約に違反する事由が判明若しくは発生した場合には、通知、催告その他の手続きを要することなく、直ちに利用者と締結した全ての契約を解除することができます。
- 6 当社は、当社が本条に基づき本契約を解除したことにより、利用者に損害等が発生した場合でも一切責任を負わないものとします。また、本条に基づき本契約を解除した場合でも当社の利用者に対する補償請求は何ら妨げられないものとします。

第18条（免責事項）

- 1 当社は、本サービスの提供に関して直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、当社の責に帰すべき事由によるものを除き、一切の責任を負わないものとします。
- 2 地震・台風・津波その他の天変地異、戦争・暴動・内乱などの不可抗力、法令の改廃・制定その他の争議行為、輸送機関の事故その他のやむを得ぬ理由により本サービスに関する業務の全部または一部を履行できない場合、当社は、当該責任を負わないものとします。

- 3 当社が、ドローン飛行中の過失によって事故を発生させた場合、当該事故により発生した損害を賠償します。
- 4 前項の賠償額は当社が契約する賠償責任保険の責任額を上限とします。但し、当該事故が当社の故意又は重過失により生じた場合はこの限りではありません。
- 5 当社が、本サービスの成果物を利用者へ納品後、当社は、当該成果物の保存義務を負わないものとします。

第19条（秘密保持）

当社は、本サービスの提供に関して利用者から秘密である旨を明示して開示された利用者の営業秘密として管理されている情報を、本サービスの提供のために必要となる場合を除いて利用しないものとします。

第20条（公表）

当社は、利用者が承諾した場合、当該利用者の成果物の一部及び当該利用者名等を当社及び当社の提携先のウェブサイト等において制作事例として掲載することができます。

第21条（権利譲渡等の禁止）

利用者は、本契約上の地位並びに本契約に基づく当社に対する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は一切処分してはならないものとします。

第22条（本規約等の変更）

当社は、本規約を改定することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用にかかる料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第23条（存続条項）

第5条（利用者の協力等）第3項及び第4項、第9条（危険負担）、第11条（利用料金等）、第12条（権利の帰属）、第15条（利用者による解約）第2項、第16条（サービスの利用制限等）第2項及び第3項、第17条（反社会的勢力の排除）第6項、第18条（免責事項）乃至第21条（権利譲渡等の禁止）、第23条（存続条項）、第24条（合意管轄裁判所）、第25条（準拠法）、第26条（定めなき事項）、第27条（分離可能性）並びに第28条（消費税）は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合でも有効に存続します。但し、当社が第17条に基づいて本契約を解除した場合は、当社は、利用者又は第三者に生じる損害等及び結果について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとし、かつ、利用者に対して何ら義務を負わないものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

当社と利用者の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を当社と利用者の第一審の合意管轄裁判所とします。

第25条（準拠法）

本規約は、日本国法を準拠法とします。

第26条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社と利用者は、本契約の主旨に従い、誠意をもって協議し、その解決に努めます。

第27条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても本規約の残りの規定は、完全に有効なものとして引き続き効力を有します。

第28条（消費税）

利用者が、当社に本サービスに関する債務を支払う場合、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて地方消費税が賦課されるものとされているときは、利用者は、当社に当該債務を支払う際にこれに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払います。

第29条（業務委託）

当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部を当社の指定する第三者に委託することができます。

(附則)

本規約は、2024年9月13日から実施します。